



2026年8月

# 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn) | Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

# 内容

|          |                                                                                  |            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <u>1</u> | 2026年7月20日付け財務省発行、税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表に関する決定第1934/QĐ-BTC号                   | <b>PIT</b> |
| <u>2</u> | 2026年8月3日付けニンビン省税務局発行、労働契約を終了した者に対する個人所得税10%の源泉徴収に関するオフィシャルレター第10049/NBI-QLDN1号  | <b>PIT</b> |
| <u>3</u> | 2026年8月7日付け財務省発行、個人所得税務政策に関するオフィシャルレター第10311/NBI-QLDN1号                          | <b>PIT</b> |
| <u>4</u> | 政令第253/2026/NĐ-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点                                    | <b>PIT</b> |
| <u>5</u> | 2026年8月3日付けタイニン省税務局発行、外国契約者税の納付に対する指導に関するオフィシャルレター第7279/TNI-QLDN2号               | <b>FCT</b> |
| <u>6</u> | 2026年8月4日付け財務省発行、ベトナム国外において消費されるサービスに対する付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第2265/CST-GTGT号 | <b>VAT</b> |

# 内容

|                           |                                                                                                   |     |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <a href="#"><u>7</u></a>  | 2026年8月4日付け、財務省発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第5557/CT-CS号                                                | VAT |
| <a href="#"><u>8</u></a>  | 2026年8月5日付け、財務省発行の税務政策に関するオフィシャルレター第5607/CT-CS号                                                   | VAT |
| <a href="#"><u>9</u></a>  | 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース                                         | INV |
| <a href="#"><u>10</u></a> | 2026年7月24日付け、ホーチミン市税務局発行の行政手続の電子的方法による受付・処理に関するオフィシャルレター第9940/TPHCM-QLDN3号                        | OTH |
| <a href="#"><u>11</u></a> | 2026年8月6日付け、財務省発行の、財務省の管理範囲に属する特殊な固定資産一覧ならびに減価償却計算のための使用期間一覧および無形固定資産の減価償却率の公布に関する決定第2128/QĐ-BTC号 | OTH |
| <a href="#"><u>12</u></a> | 2026年7月24日付け、財務省発行の税務手続サービス業務の管理に対する規定に関する通達第109/2026/TT-BTC号                                     | OTH |

# 内容

|                           |                                                                                                |     |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <a href="#"><u>13</u></a> | 2026年8月19日付け、政府発行の場所識別の規定に関する政令第326/2026/NĐ-CP号                                                | OTH |
| <a href="#"><u>14</u></a> | 統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策                                                  | OTH |
| <a href="#"><u>15</u></a> | 2026年8月19日付け、ホーチミン市労働組合連合会発行の、組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正に関するオフィシャルレター第1363/LĐLĐ号   | OTH |
| <a href="#"><u>16</u></a> | 2026年8月19日付け、政府発行のサイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定に関する政令第330/2026/NĐ-CP号                | OTH |
| <a href="#"><u>17</u></a> | 2026年8月21日付け、財務省発行の、企業登録および世帯事業登録に使用する様式に関する通達第68/2025/TT-BTC号の一部条項を改正・補足する通達第121/2026/TT-BTC号 | OTH |
| <a href="#"><u>18</u></a> | 2026年、ホーチミン市社会保険当局が発行した、社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行に関する通知第6877/TB-BHXH号                | OTH |

# 新情報 2026年8月

## 1 税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表

2026年7月20日付け財務省発行、税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表に関する決定第1934/QD-BTC号

本決定においては、給与・賃金から生じる個人所得税を税務当局へ直接申告・納付する手続きに関する内容が含まれている。

本決定は、企業および個人の税務上の義務全体を変更するものではなく、主として手続、様式および実施方法を更新するものであり、税務管理法第52条4項に基づき税務当局が定めるロードマップに従って、税務管理分野における行政手続の電子取引方式および申請書類を全面的に電子化していくことを目的としている。

### 1. 給与・賃金所得に係る個人所得税の直接申告手続の更新

給与・賃金所得に係る個人所得税申告手続について、新たな規定に基づき改めて公表されている。

主な対象は以下のとおりである。

# 新情報 2026年8月

## 1 税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表

2026年7月20日付け財務省発行、税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表に関する決定第1934/QĐ-BTC号

- 外国から給与・賞与を受領する居住者である個人；
- ベトナムにおいて所得が発生するものの、外国から支払を受ける非居住者である個人；
- ベトナムにおける国際機関、大使館または領事館から所得を受領し、個人所得税を源泉徴収されていない個人；
- 使用者から株式による賞与を受領する個人。

## 2. 移行ロードマップに基づく申告書様式の適用

税務申告書については、引き続き様式02/KK-TNCNを使用する。

# 新情報 2026年8月

## 1 税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表

*2026年7月20日付け財務省発行、税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表に関する決定第1934/QĐ-BTC号*

- 移行期間中、納税者は税務当局が新たなロードマップに基づくシステムを導入する時点まで、通達第80/2021/TT-BTC号に基づく様式を引き続き使用する。その後は、通達第89/2026/TT-BTC号に添付された様式を適用する。

企業は、申告書を作成・提出する前に、電子税務システム上の更新状況を確認する必要がある。

### 3. 旧行政手続18件の廃止および新たな手続・様式への移行

決定第1934/QĐ-BTC号により、税務管理分野における18件の行政手続が廃止され、その中には以下に関連する手続が含まれている。

- T-VANサービスの登録、変更または利用停止；
- 企業・組織に対する付加価値税の還付；

# 新情報 2026年8月

## 1 税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表

2026年7月20日付け財務省発行、税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表に関する決定第1934/QĐ-BTC号

- 企業の解散または破産時に控除しきれなかった仕入VATの還付；
- 個人に代わって委任を受けた所得支払組織が税務確定申告を行う場合の個人所得税の還付；
- 外国人専門家および国際機関で勤務する者に対する一部の個人所得税免税；
- 資源税、石油・ガス税および特別消費税に関する一部の手続。

これらの廃止は、企業、組織または個人が該当する権利および義務を行使できなくなることを意味するものではない。これらの内容については、通達第89/2026/TT-BTC号および関連する法令に規定された新たな手続、申請書類および様式に基づき実施される。

企業は以下の点に留意する必要がある。

# 新情報 2026年8月

## 1 税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表

*2026年7月20日付け財務省発行、税務管理分野における代替・廃止された行政手続の公表に関する決定第1934/QĐ-BTC号*

- T-VANサービスの登録、変更または利用停止については、新たな電子税務取引制度に基づき実施すること；
- VAT還付および個人所得税還付の申請書類については、通達第89/2026/TT-BTC号に規定された様式および手続に従って作成すること；
- 個人所得税の免税については、引き続き所定の条件を満たす場合に適用されるが、従来のような独立した行政手続としては実施されないこと；
- 新たな申請書類の様式を正しく使用し、代替または廃止された旧様式を引き続き使用しないこと。

したがって、企業は、特に税還付、免税および電子税務取引に係る申請書類について、現在使用している税務申告様式を見直し、通達第89/2026/TT-BTC号に適合していることを確認する必要がある。

## 2 労働契約を終了した者に対する個人所得税10%の源泉徴収

*2026年8月3日付けニンビン省税務局発行、労働契約を終了した者に対する個人所得税10%の源泉徴収に関するオフィシャルレター第10049/NBI-QLDN1号*

- 労働契約終了後に支払われる給与に係る源泉徴収方法について： 居住者である個人の労働者が2026年6月30日に労働契約を終了し、企業が2026年6月分の給与を2026年7月10日に支払う場合、当該支払額は、労働契約を終了した労働者に対する給与の支払いに該当する。個人ごと、支払回ごとの支払額が5,000,000ドン以上の場合、企業は所得を支払う前に、個人所得税（PIT）を10%の税率で源泉徴収する。支払額が1回につき5,000,000ドン未満の場合、企業は、個人から要請があった場合に限り、10%の源泉徴収を行う。

## 2 労働契約を終了した者に対する個人所得税10%の源泉徴収

2026年8月3日付けニンビン省税務局発行、労働契約を終了した者に対する個人所得税10%の源泉徴収に関するオフィシャルレター第10049/NBI-QLDN1号

- 10%の源泉徴収の対象となる所得について： 企業は、個人に所得を支払う前に、課税対象となる給与・賃金所得に対して10%を源泉徴収する。法令の規定により非課税となる所得のうち、夜間勤務・時間外労働に対する給与、および労働法令に定める条件、期間および金額の範囲内で、取得していない休曜日に対して支払われる給与・賃金は、源泉徴収の対象となる課税所得に含めません。法令で定める基準額を超える部分については、課税所得に含める必要がある。強制加入保険料、扶養控除およびその他の控除は、累進税率表を適用する場合または税務確定申告を行う場合の課税所得を算定するための基礎となるものであり、政令第253/2026/NĐ-CP号第50条2項に規定される10%の税率による暫定的な源泉徴収を行う際には控除しません。

## 2 労働契約を終了した者に対する個人所得税10%の源泉徴収

2026年8月3日付けニンビン省税務局発行、労働契約を終了した者に対する個人所得税10%の源泉徴収に関するオフィシャルレター第10049/NBI-QLDN1号

- 源泉徴収を一時的に行わないための誓約書について： 個人は、10%の税率による源泉徴収の対象となり、かつ、扶養控除後の年間課税所得の合計額が納税義務が生じる水準に達しないと見込まれる場合に限り、誓約書を作成することができる。有効な誓約書に基づき、企業は一時的に源泉徴収を行わず、規定に従い、当該個人の一覧および所得を取りまとめる責任を負う。その後、個人に事業所得、給与・賃金所得またはその他の所得が追加で発生し、納税額が発生する場合、個人は規定に従い、申告、税務確定申告および納税を行う責任を負い、また、自らの誓約内容について責任を負う。虚偽または不正があった場合、法令の規定に従い処理される。

## 3 個人所得税務政策

2026年8月7日付け財務省発行、個人所得税務政策に関するオフィシャルレター第10311/NBI-QLDN1号

### 1. 時間外労働に対する給与・賃金について

企業が電子機器分野で事業を行っている場合、労働者の年間時間外労働時間の合計は300時間を超えないものとする。時間外労働に対して支払われる給与・賃金は、時間外労働が労働法令に定められた条件および時間の上限をすべて満たす場合に限り、個人所得税（PIT）が免税される。規定を満たさない部分については、個人所得税の課税所得に含める必要がある。具体的には、以下のとおりである。

- 1か月において、労働者の時間外労働時間が40時間を超える場合、当該月の40時間を超える時間外労働時間に対応する給与・賃金部分は、個人所得税の免税対象とはならず、当該所得が発生した月の課税所得に含める必要がある。

## 3 個人所得税務政策

2026年8月7日付け財務省発行、個人所得税務政策に関するオフィシャルレター第10311/NBI-QLDN1号

- 1か月において、労働者の時間外労働時間が40時間を超えていない場合であっても、年間の累計時間外労働時間が労働法典第107条第3項に基づき適用が認められている年間300時間の上限に達した場合、当該上限を超える時間外労働時間に対応する給与・賃金部分は、個人所得税の免税対象とはならない。
- 1か月において、労働者の時間外労働時間が40時間を超えているものの、年間の時間外労働時間が300時間を超えていない場合、当該月の40時間を超える時間外労働時間に対応する給与・賃金部分についても、個人所得税の免税対象とはならない。
- 労働者が同一時点において、月40時間の上限および年間300時間の上限の両方を超える場合、労働法令に定められた上限のいずれか一方を満たさなくなった時点以降の実際の時間外労働時間に基づき、課税所得を算定する。

## 3 個人所得税務政策

2026年8月7日付け財務省発行、個人所得税務政策に関するオフィシャルレター第10311/NBI-QLDN1号

### 2. 夜間勤務に対する給与について

労働法令の規定に適合する夜間勤務に対する給与・賃金は、支払時に個人所得税が免税される。法令で定められた水準を超える支払部分については、課税所得に含める必要がある。例えば、企業が労働者に対し、規定に基づき算定される給与の35%に相当する夜間勤務手当を支払う場合、政府発行2020年12月14日付け政令第145/2020/ND-CP号第56条に基づき算定される30%に相当する夜間勤務に対する給与部分は、個人所得税の免税対象となる。規定された水準を超える支払部分については、労働者の個人所得税の課税所得に含める必要がある。

## 3 個人所得税務政策

2026年8月7日付け財務省発行、個人所得税務政策に関するオフィシャルレター第10311/NBI-QLDN1号

### 3. 医療費、教育・訓練費に係る控除について

労働者に医療費、教育・訓練費の支出があり、政令第253/2026/ND-CP号第49条に定められた条件をすべて満たし、かつ当該控除の適用を希望する場合、企業は、労働者が提出した書類、インボイスおよび証憑に基づき、政令第253/2026/ND-CP号第50条1項に基づく個人所得税の源泉徴収に係る課税所得を算定する際の控除額を確定する（控除限度額は年間ベースで確定し、月ごとに均等配分するものではない）。

第49条に規定される控除の適用を希望する労働者は、第51条3項に基づき、自ら個人所得税の確定申告を行う必要があり、控除を希望する年については、企業に代わって確定申告を委任する対象には該当しない。

# 新情報 2026年8月

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

### *政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点*

2026年6月30日、政府は、個人所得税法の一部条項およびその施行を組織・指導するための措置を詳細に規定する政令第253/2026/ND-CP号を公布した。本政令は2026年7月1日より施行される。

### **労働者および企業に直接関連する多くの変更**

政令第253/2026/ND-CP号は、新たな規定に基づく個人所得税政策の適用を指導する重要な法令の一つである。特に関心が寄せられている内容は、課税所得の算定、課税所得に含めない項目、控除項目、税額控除および一部の新たな所得に対する税務政策に集中している。

特に、企業および労働者に直接影響を与える規定として、食事手当、使用者が提供する住宅、退職手当または失業手当、年金基金および保険への拠出、ならびに労働契約を締結していない個人または短期の労働契約を締結している個人に対する源泉徴収に関する規定がある。

# 新情報 2026年8月

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

### 政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

また、個人所得税政策は、新たな取引および新たな種類の資産に対応するため、その対象範囲が拡大されており、デジタル資産、カーボンクレジットおよび一部の譲渡活動から生じる所得が含まれている。

以下は、企業および納税者が留意すべき主な新規定および注目すべき変更点である。

#### 1. 食事手当、昼食代に関する新たな規定

注目すべき内容の一つとして、使用者が労働者に支給する食事手当、昼食代に関する規定がある。

企業が現金で支給する場合、規定された金額を超える支給部分は個人所得税の課税所得に含める。一方、食事を直接提供する場合、食事を購入して提供する場合または食事券を支給する場合、税務上の義務の判定は、具体的な規定および条件に従って行われる。

企業は、労働者の課税対象となる所得を正しく算定するため、食事手当の支給に関する方針を策定し、見直す必要がある。

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

---

*政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点*

### 2. 企業が提供する住宅、電気・水道に係る利益の明確化

本政令においては、使用者が労働者に提供する利益に係る課税所得の算定について、引き続き規定している。

使用者が住宅を建設し、当該事業所で勤務する労働者に提供する場合、住宅に係る利益および関連費用は、課税所得に含めない所得に関する規定に従って算定される。

企業が労働者に代わって家賃、電気・水道料金または付随するサービス料金を支払う場合、課税所得は実際に代わって支払った金額に基づき算定されますが、規定に基づく上限が適用される。

企業が直接住宅を提供する場合と、労働者に代わって家賃を支払う場合では、税務上の算定方法が異なる点に企業は留意する必要がある。

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

### 3. 一部の支払に対する個人所得税10%の源泉徴収基準額の引上げ

注目すべき変更の一つは、労働契約を締結していない個人または短期の労働契約を締結している個人が所得を受け取る場合に適用される、個人所得税10%の源泉徴収基準額の調整である。

この基準額の引上げにより、少額の所得に対して源泉徴収を行う必要があるケースが減少するとともに、所得支払組織にとっても源泉徴収義務を履行する際の利便性が向上する。

企業は、適用対象となる個人に対する給与、報酬およびその他の支払について、支払手続を更新し、誤った税率または誤った対象者に対する源泉徴収を防止する必要がある。

### 4. 退職手当および失業手当に関する税務政策の追加・明確化

本政令では、労働者が受け取る退職手当および失業手当に関する規定が追加されている。

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

### 政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

当該手当が課税所得に該当するか否かを判定する際には、個々のケースに応じて、支払の根拠、労働法令の規定ならびに企業の適法な規則および合意に基づく必要がある。

したがって、通常の水準を超える手当の支給方針を有する企業は、支給時の税務上の義務を判定する根拠を確保するため、財務規程、社内規程、労働契約または労働協約を整備する必要がある。

### 5. 年金基金および保険への拠出に関する規定の調整

もう一つの注目すべき点は、年金基金および一部の保険への拠出に関する規定である。

課税所得を算定する際、納税者は、規定に定められた条件および上限を満たす拠出額について控除することができる。ただし、以下を明確に区別する必要がある。

- 労働者が自ら拠出する金額；
- 使用者が拠出する金額；

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

- 課税所得の算定時に控除される金額；
- 課税所得とされる利益。

個々の拠出金の性質を正しく判定することは、個人所得税の算定時の混同を防止するために必要である。

## 6. 個人所得税の適用対象となる新たな所得の追加

新たな規定に基づく個人所得税政策では、新たな取引および新たな種類の資産から生じる一部の所得について、適用範囲が拡大されている。

これには、以下に関連する所得が含まれる。

- ベトナムの国別ドメイン名「.vn」の譲渡；
- 温室効果ガス排出削減量およびカーボンクレジットの譲渡；

# 新情報 2026年8月

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

- オークションで落札された車両ナンバープレートの譲渡；
- 法令の規定に基づくデジタル資産の譲渡。

これらの規定の追加は、デジタル経済の発展ならびに新たな種類の資産および取引の出現により適合するよう、税務政策が調整されていることを示している。

### 7. 一部の費用に対する控除政策の追加

多くの労働者が関心を寄せている変更の一つは、課税所得を算定する際の控除に関する政策である。

新たな規定に基づき、医療費および教育・訓練費を含む一部の費用に対する控除の適用については、法令に定められた具体的な条件および上限を満たす必要がある。

納税者は、税務申告および税務確定申告時に控除対象額を確定する根拠とするため、インボイス、証憑および関連書類を十分に保管する必要がある。

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

### 8. 未消化の年次有給休暇に対して支払われる給与に関する税務政策の明確化

労働者が年次有給休暇をすべて取得しなかったことにより支払われる給与・賃金については、課税所得の算定に際し、労働法令の規定および具体的な支払条件に基づく必要がある。

条件を満たし、規定の範囲内にある支払部分については、対応する税務政策に基づき算定することができる。規定された水準を超える支払または条件を満たさない支払については、適合しない部分を課税所得に含める必要がある場合がある。

したがって、企業は、未取得の年次有給休暇に対して支払われるすべての金額が免税されるという一律の取扱いをすべきではない。

# 新情報 2026年8月

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

### 9. オープンエンド型投資信託の受益証券に関する税務政策の追加

新たな規定には、オープンエンド型投資信託の受益証券の譲渡から生じる所得に関する内容も含まれている。免税または税制上の優遇措置が適用される場合、その適用については、保有期間に関する条件および法令に定められたその他の条件に基づく必要がある。

これは、投資家が投資信託の受益証券を譲渡し、個人所得税の納税義務を確定する際に留意すべき内容である。

### 10. 新たな個人所得税政策の適用における経過措置

政令第253/2026/ND-CP号は2026年7月1日より施行されるため、新たな規定の適用に際しては、当該時点より前および後に発生する所得について、経過措置に関する規定と併せて検討する必要がある。

# 新情報 2026年8月

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

*政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点*

企業および所得支払組織は、適切な申告、源泉徴収および税務確定申告を行うため、所得の発生時点、支払時点および各ケースに適用される規定について、特に留意する必要がある。

### 企業および労働者が留意すべき事項

2026年7月1日以降の個人所得税の変更は、所得を有する個人だけでなく、企業の給与、福利厚生および源泉徴収に関する管理業務にも直接影響を与えることが分かる。

企業については、以下に関連する方針を見直す必要がある。

- 食事手当、昼食代；
- 住宅、電気・水道および福利厚生；
- 退職手当、失業手当；

# 新情報 2026年8月

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

- 保険および年金基金への拠出；
- 労働契約を締結していない個人に対する支払；
- 個人所得税の源泉徴収、申告および税務確定申告の手続。

納税者については、課税所得、免税所得および控除対象額を正しく把握することにより、納税義務を正確に確定するとともに、税務確定申告を行う際の権利を確保することができる。

なお、政令第253/2026/ND-CP号に加えて、財務省は個人所得税法および政令第253/2026/ND-CP号の一部内容を詳細に規定する通達第87/2026/TT-BTC号も公布している。したがって、実務上適用する際には、企業は関連する指導文書も併せて確認することが望まれる。

## 4 2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

政令第253/2026/ND-CP号：2026年7月1日以降の個人所得税に関する主な改正点

### 結論

政令第253/2026/ND-CP号は、2026年7月1日以降の個人所得税政策における多くの重要な変更を示すものである。新たな規定は、一部の課税所得の算定方法を調整するだけでなく、福利厚生、控除およびデジタル経済の状況下で発生する新たな所得に対する政策も更新している。

企業および納税者は、給与計算、源泉徴収、申告および個人所得税の税務確定申告の過程における誤りを防止するため、特に労働者に対して定期的に支払う各種金額について、新たな規定を積極的に更新する必要がある。

## 5 外国契約者税の納付に対する指導

*2026年8月3日付けタイニン省税務局発行、外国契約者税の納付に対する指導に関するオフィシャルレター第7279/TNI-QLDN2号*

政府発行2026年6月30日付け政令第252/2026/NĐ-CP号第43条3項（税務管理法の一部条項およびその施行を組織・指導するための措置を詳細に規定するもの）に基づく。

政府発行2026年6月30日付け政令第252/2026/NĐ-CP号第46条（税務管理法の一部条項およびその施行を組織・指導するための措置を詳細に規定するもの）に基づく。

財務省発行2026年6月30日付け通達第89/2026/TT-BTC号第30条2項a号および第3項c号に基づく。  
TikTok Pte. Ltdが、電子ポータル上で、企業から受領する売上高（インボイス・証憑にベトナム税が含まれている）について直接申告・納税する場合、企業はTikTok Pte. Ltdに代わって外国契約者税を申告、源泉徴収および納付する必要はない。

## 5 外国契約者税の納付に対する指導

*2026年8月3日付けタイニン省税務局発行、外国契約者税の納付に対する指導に関するオフィシャルレター第7279/TNI-QLDN2号*

TikTok Pte. Ltdが発行するインボイス・証憑は、ベトナムの法令に定めるVATインボイスではないため、企業は仕入VATの控除を受ける対象には該当しない。

TikTok Pte. Ltdが発行するプラットフォームサービス手数料について、企業の名称、住所および税コードが十分に記載され、かつ規定に基づく適法な支払証憑がある場合、企業は、法人所得税の課税所得を算定する際に、当該費用を損金算入可能な費用として計上することができる。

## 6 ベトナム国外において消費されるサービスに対する付加価値税（VAT）政策

2026年8月4日付け財務省発行、ベトナム国外において消費されるサービスに対する付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第2265/CST-GTGT号

- 2026年7月1日より前の期間：

輸出サービスに対してVAT税率0%を適用するためには、企業は、サービスがベトナム国外で提供されたことを証明する資料を備えるとともに、政令第209/2013/NĐ-CP号第9条2項c号および通達第219/2013/TT-BTC号第9条2項b号に規定された要件を満たす十分な書類および証憑を備えている必要がある。

- 2026年7月1日以降の期間：

輸出サービスに対してVAT税率0%を適用するためには、企業は、政令第181/2025/NĐ-CP号第17条3項（以下を含む：(i) 外国側（外国の組織・個人）の居住状況に関する情報、および(ii) 外国の組織・個人のアクセスに関する情報）および第18条2項に規定された要件を満たす十分な書類および証憑を備えている必要がある。

## 7 付加価値税（VAT）政策

2026年8月4日付け、財務省発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第5557/CT-CS号

投資プロジェクトの所有者である事業所がプロジェクト管理委員会を設立し、VAT還付の対象となる投資プロジェクトの実施・管理をプロジェクト管理委員会に直接委任する場合、当該プロジェクト管理委員会は、投資プロジェクトに係る付加価値税（VAT）を控除および還付することができる。

プロジェクト管理委員会は、投資プロジェクトのために購入した商品・サービスに係る付加価値税（VAT）と、同一の課税期間における事業所の実施中の生産・事業活動に係る納付すべき付加価値税（VAT）を相殺しなければなりません（該当する場合）。

相殺後、投資プロジェクトに係る仕入付加価値税（VAT）のうち未控除額が300,000,000ドン以上である場合、政府が2025年7月1日に公布した政令第181/2025/NĐ-CP号第30条1項の規定に従い、付加価値税（VAT）の還付を受けることができる。

投資プロジェクトに係る付加価値税（VAT）の申告は、税務管理に関する法令の規定に従って実施される。

## 8 非関税地域である輸出加工企業（EPE）に対する税務政策

---

*2026年8月5日付け、財務省発行の税務政策に関するオフィシャルレター第5607/CT-CS号*

政府は、輸出税・輸入税法の一部条項および施行措置の詳細を規定し、輸出加工企業を非関税区域とするための税関による検査・監督の条件および税政策の適用について規定している。

関連規定に基づき、原則として以下のとおりである。

### 1. 付加価値税（VAT）税率およびインボイスについて：

- 海外および非関税区域における建設・据付工事に対しては、財務省が2013年12月31日に公布した通達第219/2013/TT-BTC号第9条1項の規定に従い、VAT税率0%が適用される。財務省が2013年12月31日に公布した通達第219/2013/TT-BTC号第4条、第9条および第10条に規定されていない商品・サービスについては、VAT税率10%が適用される。

## 8 非関税地域である輸出加工企業（EPE）に対する税務政策

*2026年8月5日付け、財務省発行の税務政策に関するオフィシャルレター第5607/CT-CS号*

- 建設・据付に係るVATの確定時点は、工事、工事項目または完成した建設・据付の工事量について、検収・引渡しを行った時点であり、代金を受領したか否かを問わない。
- 建設・据付に係るインボイスの発行日は、工事、工事項目または完成した建設・据付の工事量について、検収・引渡しを行った時点であり、代金を受領したか否かを問いません。複数回にわたり商品を引き渡す場合、またはサービスの各項目・工程ごとに引き渡す場合は、商品・サービスの引渡しの都度、引き渡した商品・サービスの数量および金額に応じてインボイスを発行しなければならない。

### 2. 付加価値税（VAT）申告書類について：

- 税務申告書類の提出期限は、2019年6月13日付け税務管理法第38/2019/QH14号第44条1項の規定に従う。
- 輸出活動のみを行う輸出加工企業は、付加価値税（VAT）申告書類を提出する必要はない。

## 8 非関税地域である輸出加工企業（EPE）に対する税務政策

---

*2026年8月5日付け、財務省発行の税務政策に関するオフィシャルレター第5607/CT-CS号*

### 3. 付加価値税（VAT）の還付について：

2025年7月1日以降、VAT法第48/2024/QH15号第15条4項の規定に基づき、税額控除方式により付加価値税を納付する事業所は、解散または破産する際に、過納付となった付加価値税額または控除しきれていない仕入付加価値税額がある場合、付加価値税の還付を受けることができる。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

2026年7月1日より、電子インボイスの発行および使用は、電子インボイスおよび電子証憑に関する税務管理法の一部条項の詳細および施行方法を定める2026年6月30日付政府発行政令第254/2026/ND-CP号に基づき実施される。

新たな規定によれば、電子インボイスの発行時点は、すべての事業活動に一律に適用されるものではない。取引の性質に応じて、商品・物品の引渡し、サービスの完了、代金の受領、検収、引渡し、またはデータ照合の完了時点で電子インボイスを発行する場合がある。

電子インボイスの発行時点を確定することに加え、企業および個人事業主は、インボイスの発行義務が生じるケースとインボイスの発行時点を明確に区別する必要がある。例えば、販売促進、広告、サンプル品、無償提供・贈答または社内消費に使用される商品・サービスについても、規定に基づきインボイスを発行する必要がある。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

また、個人顧客がインボイスの発行を要求しない場合であっても、販売者がすべての取引を自動的にまとめて、1日の終わりに一括インボイスを発行できることを意味するものではない。一括インボイス、総合インボイスまたは定期的なインボイスの発行は、規定に定められた特定のケースに限り適用される。

以下は、政令第254/2026/ND-CP号に基づき、企業、個人事業主および納税者が電子インボイスの発行時点を判断する際に留意すべき26のケースである。

### 1. 商品・物品の販売

インボイスの発行時点は、代金を受領したか否かにかかわらず、商品・物品の所有権または使用权を買主に移転した時点である。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース

### 2. 商品・物品の輸出

輸出商品・物品（輸出加工を含む）について、売主は、電子商業インボイス、電子付加価値税（VAT）インボイスまたは電子販売インボイスの発行時点を自ら決定する。

ただし、インボイスは、税関関連法令に基づき商品・物品の通関が完了した日から、遅くとも翌営業日までに発行しなければならない。

### 3. サービスの提供

インボイスの発行時点は、代金を受領したか否かにかかわらず、サービスの提供が完了した時点である。

サービス提供者がサービスの提供前または提供中に代金を受領した場合、インボイスの発行時点は代金を受領した時点である。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

なお、民法の規定に基づき、サービス提供契約の履行を担保するために受領する手付金については、手付金を受領した時点でインボイスを発行する対象には該当しない。

### 4. 複数回にわたる商品・物品の引渡しまたは引渡し

商品・物品を複数回にわたって引き渡す場合、または工事の各項目・サービスの各工程を個別に引き渡す場合、各引渡しの都度、引き渡した商品・物品またはサービスの数量・金額に応じてインボイスを発行する必要がある。

### 5. データ照合を必要とする大量の商品・物品およびサービス

継続的に発生し、取引量が多く、当事者間のデータ照合に時間を要する一部の事業活動については、インボイスの発行時点はデータ照合が完了した時点とする。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

ただし、インボイスは、取引が発生した月の翌月7日、または所定の期間の終了日から7日以内など、各ケースに応じて規定された期限までに発行しなければならない。

### 6. 電気通信サービス、情報技術サービスおよびデータサービス

事業者間の接続データの照合を行う必要がある一部のサービスについては、データ照合の完了後にインボイスを発行する。

インボイスの発行時点は、サービス料金が発生した月から遅くとも2か月以内とする。

### 7. プリペイドカードの販売および開通料金の徴収

買主がインボイスの発行を要求しない場合、または規定に従った情報を提供しない場合、事業者は、発行が認められるプリペイドカードの総額または開通料金について、1日の終わりに一括して、または月次で定期的にインボイスを発行することができる。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

---

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

### 8. 建設・据付工事

インボイスの発行時点は、代金を受領したか否かにかかわらず、工事、工事項目または完成した建設・据付工事の出来高について、検収・引渡しを行った時点である。

### 9. 不動産事業

所有権または使用権がまだ移転されていない場合でも、プロジェクトの進捗または契約書に記載された支払スケジュールに従って代金を受領した場合は、代金を受領した時点でインボイスを発行する。

所有権または使用権を移転した後は、商品・物品の販売に関する規定に従ってインボイスを発行する。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース

### 10.航空運送サービス

国際慣行に従い、ウェブサイトまたは電子商取引システムを通じて航空運送サービスを販売する一部のケースについては、システム上で航空運送サービスに係る証憑が発行された日から、遅くとも5日以内にインボイスを発行する。

### 11.原油、コンデンセートおよび原油製品

インボイスの発行時点は、代金を受領したか否かにかかわらず、買主と売主が正式な販売価格を確定した時点である。

### 12.天然ガス、随伴ガスおよび炭層ガス

インボイスの発行時点は、規定に従い、買主と売主が当月に引き渡したガスの数量を確定した時点である。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

---

政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース

### 13.電力市場における電力販売

インボイスの発行時点は、規定に従い、当事者間の支払データの照合が行われた時点に基づき決定される。

### 14.ガソリン・石油製品の小売販売

インボイスの発行時点は、ガソリン・石油製品の各販売取引が終了した時点である。

### 15.航空運送サービスおよび代理店を通じた保険サービス

データ照合の対象となるケースについては、データ照合が完了した後にインボイスを発行する。

インボイスの発行期限は、取引が発生した月の翌月10日までである。

### 16.貸付業務

インボイスの発行時点は、契約書または貸付契約において定められた利息の回収期限に基づき決定される。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

回収期限が到来したにもかかわらず利息を受領していない場合、実際に利息を受領した時点でインボイスを発行する。期限前に利息を受領した場合は、代金を受領した時点でインボイスを発行する。

### 17.料金計算ソフトウェアを使用するタクシー

料金計算ソフトウェアを使用するタクシーによる旅客運送事業については、乗車が終了した時点で電子インボイスを発行する。

### 18.診療・治療施設

顧客がインボイスの発行を希望しない場合、診療・治療施設は、診療・治療情報および領収書に基づき、規定に従って電子インボイスをまとめて発行することができる。

顧客がインボイスの発行を要求した場合、顧客に対してインボイスを発行し、交付しなければならない。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース

健康保険による診療・治療費については、社会保険機関との精算・決済時点に基づきインボイスを発行する。

### 19.電子ノンストップ道路利用料の徴収

インボイスの発行日は、車両が料金所を通過した日である。

顧客が1か月間に複数回サービスを利用する場合、サービス提供者は、規定に従って定期的にインボイスを発行することができる。

### 20.保険事業

インボイスの発行時点は、保険事業に関する法令に基づき保険収益を認識した時点である。

代理店を通じた保険やデータ照合を必要とする事業活動など、一部の特殊なケースについては、インボイスの発行時点は個別の規定に従う。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

---

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

### 21.従来型宝くじおよび即時結果型宝くじ

未販売の宝くじ券を回収した後、宝くじ事業者は、遅くとも次回抽選の開始時点までにインボイスを発行する。

### 22.カジノおよび賞金付き電子ゲーム

インボイスは、規定に基づき売上を確定する日の終了時点から遅くとも1日以内に発行する。

### 23.取引の詳細管理システムを有する一部のサービス

銀行、決済、証券、保険、電子商取引、運送、駐車場・車両保管、映画上映およびその他の一部の消費者向けサービスについて、規定上の条件を満たす場合、企業は取引の詳細データを管理し、規定に従って税務当局へ送信する。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

これは、取引件数が多く、電子システムによって管理される事業活動に対応するための規定である。

### 24.夜間の営業時間中に発生する取引

販売者が自動インボイス発行ソフトウェアを使用しておらず、夜間の営業時間中に商品・物品の販売またはサービスの提供に係る取引が発生した場合、インボイスは遅くとも翌営業日までに発行することができる。

### 25.販売促進品、無償提供・贈答品について電子インボイスの発行が必要か

インボイスの発行時点に関する規定に加えて、企業は電子インボイスの発行義務が生じるケースにも留意する必要がある。

規定によれば、販売者は、以下の目的で使用される商品・物品およびサービスについてインボイスを発行しなければならない。

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

---

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

- 販売促進
- 広告
- サンプル品
- 無償提供・贈答
- 交換
- 労働者への給与の現物支給
- 社内消費
- 貸付
- 貸与

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース

したがって、代金の受領が発生しないことは、インボイスを発行する必要がないことを意味するものではない。企業は、取引の性質に基づき、インボイスの発行義務および適切な発行時点を判断する必要がある。

### 26.個人顧客がインボイスを受け取らない場合、一括インボイスを発行できるか

個人顧客がインボイスを受け取らないすべてのケースにおいて、1日の終わりに1枚の総合インボイスを発行できるわけではない。

一括インボイス、総合インボイスまたは定期的なインボイスの発行は、規定に定められた特定のケースに限り適用される。例えば、以下のケースがある。

- プリペイドカードの販売および開通料金の徴収
- 診療・治療施設における一部のケース
- 電子ノンストップ道路利用料の徴収サービス
- 規定上の条件を満たすその他の特殊なケース

## 9 政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点

*政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点：2026年7月1日から適用される26のケース*

したがって、企業および個人事業主は、総合インボイスを発行する前に、事業活動の種類および適用される規定を正確に確認する必要がある。

### 結論

以上のとおり、政令第254/2026/ND-CP号に基づく電子インボイスの発行時点は、取引の種類および各事業分野の特性に応じて定められている。そのため、企業および個人事業主は、すべての事業活動に対して一律のインボイス発行時点を適用すべきではない。

誤りを防止するため、納税者は、①当該取引がインボイスの発行義務の対象となるか、②どの事業活動に該当するか、③どの規定に基づくインボイスの発行時点が適用されるか、という順序で確認する必要がある。

電子インボイスの発行時点を正確に判断することは、企業がインボイス・証憑に関する規定を適切に遵守することに役立つだけでなく、税務申告、収益の会計処理およびインボイス関連の違反処理におけるリスクの低減にもつながる。

## 10 行政手続の電子的方法による受付・処理

*2026年7月24日付け、ホーチミン市税務局発行の行政手続の電子的方法による受付・処理に関するオフィシャルレター第9940/TPHCM-QLDN3号*

ホーチミン市税務局の注意事項によれば、現在、企業は財務省通達第89/2026/TT-BTC号第7条および第9条の規定に基づき、各種税務申告書類を電子的方法により提出する必要がある。これには、国外への利益送金に関する通知書も含まれる。

本書面において、ホーチミン市税務局は、「紙媒体」で提出された国外への利益送金に関する通知書の受付を拒否し、電子的方法による提出に切り替えるよう求めている。

## 11 減価償却計算のための使用期間一覧および無形固定資産の減価償却率

2026年8月6日付け、財務省発行の、財務省の管理範囲に属する特殊な固定資産一覧ならびに減価償却計算のための使用期間一覧および無形固定資産の減価償却率の公布に関する決定第2128/QD-BTC号

### ● 特殊な固定資産一覧

- **種類1**： 形成原価を特定できず、実際の価値を評価できないものの、現物について厳格な管理が求められる資産。
- **種類2**： 知的財産法の適用範囲に属する権利
  - 著作権
  - 著作隣接権
  - 工業所有権
  - 植物品種に関する権利
- **種類3**： 法令の規定に基づく公的サービス事業体のブランド

無形固定資産の一覧、減価償却計算のための使用期間および減価償却率

11 減価償却計算のための使用期間一覧および無形固定資産の減価償却率

2026年8月6日付け、財務省発行の、財務省の管理範囲に属する特殊な固定資産一覧ならびに減価償却計算のための使用期間一覧および無形固定資産の減価償却率の公布に関する決定第2128/QĐ-BTC号

| 順位 | 項目             | 減価償却計算のための使用期間（年） | 減価償却率（年率％） |
|----|----------------|-------------------|------------|
| I  | ソフトウェア製品       |                   |            |
| 1  | システムソフトウェア     | 5                 | 20         |
| 2  | アプリケーションソフトウェア | 5                 | 20         |
| 3  | ツールソフトウェア      | 5                 | 20         |
| 4  | ユーティリティソフトウェア  | 5                 | 20         |
| 5  | その他のソフトウェア     | 5                 | 20         |
| II | その他の無形固定資産     | 5                 | 20         |

## 11 減価償却計算のための使用期間一覧および無形固定資産の減価償却率

2026年8月6日付け、財務省発行の、財務省の管理範囲に属する特殊な固定資産一覧ならびに減価償却計算のための使用期間一覧および無形固定資産の減価償却率の公布に関する決定第2128/QD-BTC号

注記：

1. 期間限定のライセンスを有する商用ソフトウェアで、無形固定資産として認識する基準を満たすものについては、減価償却計算のための使用期間をライセンスの使用期間に基づき決定する。

本附属書の第I項に規定するソフトウェア製品の詳細な一覧は、情報通信大臣（現：科学技術大臣）が2013年4月8日に公布したソフトウェア製品およびハードウェア・電子製品一覧の公布に関する通達第09/2013/TT-BTTTT号に添付されたソフトウェア製品一覧に基づき決定するものとし、同通達は2021年12月3日付け通達第20/2021/TT-BTTTT号および科学技術省が公布する改正・補足または代替文書（該当する場合）により改正・補足されている。

## 12 税務手続サービス業務の管理に対する規定

*2026年7月24日付け、財務省発行の税務手続サービス業務の管理に対する規定に関する通達第109/2026/TT-BTC号*

- 税務に関する専門業務能力の評価
- 税務手続サービス業務に従事する者の知識の更新
- 税務手続サービス業務の検査

通達第109/2026/TT-BTC号第4条に基づく、能力評価の受験者に関する規定は以下のとおりである。

- 1) 税務に関する専門業務能力の評価を受ける者は、ベトナム人またはベトナムに12か月以上の居住を許可された外国人であり、以下の基準をすべて満たさなければならない。
  - 完全な民事行為能力を有すること。

## 12 税務手続サービス業務の管理に対する規定

*2026年7月24日付け、財務省発行の税務手続サービス業務の管理に対する規定に関する通達第109/2026/TT-BTC号*

- 経済学、税務、財務、会計、監査、法律の分野または専攻における大学以上の卒業資格を有すること、またはその他の専攻における大学以上の卒業資格を有し、経済、財務、会計、監査、税務、財務活動分析に関する科目の履修単位数、単位（credit）または授業時間数の合計が、全課程の履修単位数、単位または授業時間数の合計の7%以上であること。

2) 能力評価を受ける必要がある者は、通達第109/2026/TT-BTC号の規定に従い、必要な書類一式を能力評価委員会に提出する。

通達第109/2026/TT-BTC号第7条に基づく、能力評価の内容および形式は以下のとおりである。

### 1. 税務に関する専門業務能力評価の内容

## 12 税務手続サービス業務の管理に対する規定

*2026年7月24日付け、財務省発行の税務手続サービス業務の管理に対する規定に関する通達第109/2026/TT-BTC号*

- a) 税法科目には、税務管理、付加価値税、法人税、特別消費税、個人所得税、資源税、その他の税に関する法律および施行ガイダンス文書、ならびに国家予算に属する手数料および料金が含まれる。
- b) 会計科目には、会計法、会計基準、企業、世帯事業および個人事業に適用される会計制度、ならびに会計に関するその他の法令が含まれる。

### 1. 能力評価の形式

能力評価試験は、ベトナム語により、記述式または選択式で、紙またはコンピューターを使用して実施される。各科目の評価時間は、実施形式に応じて60分から180分である。

通達第109/2026/TT-BTC号第14条に基づく、税務手続サービス業務の検査に関する規定は以下のとおりである。

## 12 税務手続サービス業務の管理に対する規定

*2026年7月24日付け、財務省発行の税務手続サービス業務の管理に対する規定に関する通達第109/2026/TT-BTC号*

- 1.直接管轄税務当局は、法律第108/2025/QH15号および本通達の規定に従い、税務代理店、世帯事業および個人事業に対する税務検査と併せて、税務手続サービス業務の検査を実施する。
- 2.本条に規定する検査は、財務大臣が2026年7月1日に公布した、税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理に関する通達第94/2026/TT-BTC号の規定に基づき、リスク管理を適用して実施される。
- 3.検査の手順・手続および検査によって確認された違反結果の処理は、法律第108/2025/QH15号および税務検査に関する施行ガイダンス文書の規定に従って実施される。

## 13 場所識別の規定

---

2026年8月19日付け、政府発行の場所識別の規定に関する政令第326/2026/NĐ-CP号

本政令は、2026年9月1日から施行される。

主な内容は以下のとおりである。

- 各場所に固有の識別コードを付与： 場所識別とは、ある場所を他の場所と区別するために、データを収集・作成し、識別コードを付与する活動である。
- 場所識別コードは12桁： 各場所には固有の識別コードが付与され、重複がなく、データの管理・活用の過程において安定性が確保される。
- 複数の種類の場所が識別の対象： 土地区画、建設物、建築構造物、地名および規定された一覧に含まれるその他の構造物・物理的対象が含まれる。国家機密の一覧に属する対象は適用範囲に含まれない。

## 13 場所識別の規定

---

2026年8月19日付け、政府発行の場所識別の規定に関する政令第326/2026/ND-CP号

- 既存のシステムからデータを連携： 場所識別情報は、国家データベースおよび専門分野別データベースを活用・接続・同期することを基礎として作成される。十分な情報がない場所については、ロードマップに従ってデータを収集・補足する。
- 場所識別は現行の書類に代わるものではない： 識別コードの付与は、データの標準化および連携を目的とするものであり、国家管理機能または法令に基づき現在使用されている各種コード・書類に代わるものではない。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

2026年8月13日、財務省は、世帯事業および個人事業に対する税務政策および税務管理に関する統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号を公布した。

本統合文書は、付加価値税（VAT）、個人所得税、税額計算方法、税務申告、納税、インボイスならびに世帯事業・個人事業の責任に関する現行規定を体系化している。

以下、主な内容を項目ごとに整理する。

### 1. 世帯事業・個人事業は売上高に基づき分類

本新政策における重要な内容の一つは、年間売上高に基づいて税務義務を決定することである。

主な売上高の区分は以下のとおりである。

- 年間売上高1,000,000,000ドン以下
- 年間売上高1,000,000,000ドン 超3,000,000,000ドン 以下

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

- 年間売上高3,000,000,000ドン超

売上高の水準に応じて、世帯事業および個人事業には異なる税額計算方法および税務管理制度が適用される。

### 2. 年間売上高1,000,000,000ドン以下の場合、一部の税金が免除

規定によれば、年間売上高が1,000,000,000ドン以下の世帯事業・個人事業は、規定に従い、生産・事業活動に係るVATおよび個人所得税を納付する必要がある。

これは、税務義務を決定する売上高の基準額が調整されたことから、注目すべき変更点の一つである。

世帯事業が複数の業種を営む場合、または複数の場所で事業活動を行う場合、税務義務を正確に決定するため、売上高は規定に従って算定される。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

### 3. 年間売上高1,000,000,000ドン超の場合、税務義務が発生

売上高が年間1,000,000,000ドンの基準を超えた場合、世帯事業・個人事業には規定に基づく税務義務が発生する。

VATについては、納付税額は売上高に対する直接法により算定される。

個人所得税については、世帯事業・個人事業の売上規模および各事業者の条件に応じて、税額計算方法が適用される。

### 4. 個人所得税の計算方法は売上高の区分に応じて適用

本統合文書では、売上高に基づき、異なる個人所得税の計算方法が規定されている。

- 年間売上高1,000,000,000ドン超3,000,000,000ドン以下の場合

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

### 統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

個人事業者は、売上高に対する税率方式により税額を計算することができる。

一定の条件を満たす場合、納税者は課税所得に基づいて税額を計算する方法を選択することができる。

- 年間売上高3,000,000,000ドン超の場合
  - 個人所得税は、規定に従い、課税所得に基づいて算定される。
  - 課税所得は、事業活動による売上高から適格な費用を控除した後の金額を基礎として算定される。
  - 課税所得に基づく税額計算方法を選択した場合、世帯事業または個人事業は、規定された期間にわたり当該方法を継続して適用する必要がある。

### 5. 課税売上高にはどのような収入が含まれるか

課税売上高とは、世帯事業・個人事業が受け取る商品の販売代金、加工代金、サービス提供対価およびその他の収入の総額をいう。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

売上高の算定は、代金を実際に受領したか否かにかかわらない。

売上高に含まれる可能性のある収入には、以下のものがある。

- 賞金
- 事業活動に関連する支援金
- 売上達成に係る支援金
- 決済割引
- 金銭または現物による各種支援金
- 事業活動に関連する一部の賠償金

一方、販売促進割引、販売価格の値引きまたは返品商品については、規定に従って処理され、所定の条件を満たす場合には売上高に算入されない。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

### 6. 控除できる費用および控除できない費用

課税所得に基づいて税額を計算する場合、控除可能な費用の算定は特に重要な内容となる。

原則として、費用は生産・事業活動に関連し、規定に従った書類、インボイスおよび証憑に関する要件を満たす必要がある。

控除できない費用には、以下のものがある。

- 生産・事業活動に関連しない費用
- インボイス、証憑が十分に備えられていない費用
- 個人または家族の個人的な需要に供する性質を有する一部の費用
- 違反に対する罰金
- 規定された条件を満たさないその他の費用

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

### 統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

したがって、世帯事業は、課税所得を正確に算定するため、事業費用と個人的な目的に供する費用を明確に区別する必要がある。

#### 7. 年間売上高1,000,000,000ドン以下の場合の税務申告に関する規定

年間売上高が1,000,000,000ドン以下であると自ら判断する世帯事業・個人事業についても、規定に従い、実際の売上高を通知する責任を履行する必要がある。

売上高の通知は、税務当局が管理を行い、税務義務が発生するか否かを判断するための根拠となる。

年間の実際の売上高が1,000,000,000ドンの基準を超えた場合、世帯事業は、規定に従い、税務義務が発生した時点から税務申告および納税を行う必要がある。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

### 8. 税務申告および納税期限に関する留意点

税務申告の方法に応じて、世帯事業・個人事業は月次、四半期または年次で申告することができる。

主な期限は以下のとおりである。

- 月次申告：翌月20日まで
- 四半期申告：翌四半期の最初の月の末日まで
- 年次税務確定申告：各対象に適用される規定の期限に従って実施

納税者は、申告書類の提出遅延を防ぐため、自らに適用される税務申告方法を正確に把握する必要がある。

### 9. 複数の事業所がある場合、総合申告が可能

複数の事業所を有する世帯事業・個人事業は、規定に従い、総合的な税務申告を行うことができる。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

総合申告により、税務管理がより容易になり、特に複数の場所で事業を行う世帯事業または電子商取引プラットフォーム上で事業を行う場合に有用である。

ただし、各事業所における納税義務は、それぞれのケースに適用される規定に従って履行する必要がある。

### 10.電子インボイスを通じた税務管理の強化

電子インボイスは、世帯事業・個人事業に対する税務管理における重要な手段の一つである。

電子インボイス、税務データベースおよびその他の合法的な情報源から取得したデータは、売上高の算定および税務申告情報の作成を支援するために利用することができる。

ただし、世帯事業・個人事業は、申告情報の正確性、真実性および完全性について引き続き責任を負う。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

### 11.電子商取引プラットフォーム上の事業活動に関する規定

本統合文書では、以下において事業活動を行う世帯事業・個人事業に対する税務管理制度も規定されている。

- 電子商取引サイト
- デジタルプラットフォーム
- その他のオンラインビジネス形態

納税者は、規定に従い、税務管理のために必要な情報を提供する責任を負う。

オンラインビジネス活動に関するデータ管理の強化は、現在の税務管理政策における注目すべき内容の一つとされている。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

### 12.過納付税額の処理に関する規定

世帯事業または個人事業が納税した後、実際の売上高が納税不要の基準に該当すること、または過納付額が発生したことが確認された場合、当該金額は税務管理に関する規定に従って処理される。

納税者は、条件を満たす場合、他の税務義務との相殺または還付を受けることができる。

### 13.世帯事業・個人事業の責任

税務義務を適切に履行するため、世帯事業・個人事業は、以下の主な責任に留意する必要がある。

- 売上高を完全かつ正確に申告すること
- 税務申告および納税義務を期限内に履行すること
- 規定に従ってインボイスを使用すること
- 適用対象となる場合、会計制度および帳簿を実施すること

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

- インボイス、証憑および関連資料を保管すること
- 税務当局から要求された場合、情報および資料を提供すること
- 規定に従い、事業活動に使用する決済口座および電子ウォレットを通知すること

### 世帯事業が特に留意すべき点

上記の規定から、世帯事業・個人事業は、年間売上高が1,000,000,000ドンおよび3,000,000,000ドン ドンという2つの重要な売上高基準を重点的に確認する必要がある。これらは、税務義務および税額計算方法に直接影響する基準となるためである。

また、課税所得に基づいて税額を計算する方法を選択する、またはその対象となる世帯事業については、売上高、費用、インボイスおよび証憑の管理に特に注意する必要がある。

## 14 世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

### 統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号：世帯事業・個人事業に関する主な税務政策

オンラインビジネスについては、デジタルプラットフォーム、電子インボイスおよび関連データソースからのデータが税務管理に利用される可能性があるため、売上高および取引情報の透明性がますます重要となっている。

#### 結論

統合文書第25/2026/VBHN-NĐ-BTC号は、世帯事業・個人事業に対する税務政策および税務管理に関する規定を体系化している。

最も注目すべき点は、売上高の基準に基づいて税務義務を決定するとともに、事業規模に応じて適切な税額計算方法を区分していることである。また、電子インボイス、デジタルデータおよび電子商取引プラットフォーム上の事業活動を通じた税務管理も強化されている。

世帯事業・個人事業は、売上高を主体的に把握し、インボイス・証憑を適切に管理するとともに、規定に従って適切な税額計算方法を更新し、正確な税務義務を履行する必要がある。

## 15 組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正

2026年8月19日付け、ホーチミン市労働組合連合会発行の、組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正に関するオフィシャルレター第1363/LDLĐ号

### 1. 組合費財源2%の納付について：

各事業者に対し、法令の規定に従い、組合費財源2%を適切に納付するよう要請している。現在、政府は組合費財源2%の納付に関する規定を定める文書を公布しており、具体的には以下のとおりである。

- 2026年5月16日より前については、組合費財源2%の納付は政令第191/2013/NĐ-CP号に基づき実施される。同政令第4条により、組合費財源の納付対象について、「2024年労働組合法第26条2項の規定による組合費財源の納付対象は、機関、組織および企業であり、当該機関、組織および企業に基礎労働組合が設置されているか否かを問わない」と規定されている。

## 15 組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正

2026年8月19日付け、ホーチミン市労働組合連合会発行の、組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正に関するオフィシャルレター第1363/LĐLĐ号

- 2026年5月16日以降については、組合費財源2%の納付は政府の政令第105/2026/NĐ-CP号に基づき実施される。

組合費財源の納付に関する違反行為の処理については、政府が2022年1月17日から施行される政令第12/2022/NĐ-CP号第38条を公布している。また、2026年9月10日以降、組合費財源の納付に関する違反行為の処理は政令第283/2026/NĐ-CP号第42条に基づき実施される。

## 15 組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正

2026年8月19日付け、ホーチミン市労働組合連合会発行の、組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正に関するオフィシャルレター第1363/LDLD号

### 1. ベトナム労働組合の集中徴収口座を通じた組合費財源の徴収について：

生産・事業を行う事業者について、ホーチミン市労働組合連合会は、基礎労働組合への組合費財源の配分・支給を適時に行うため、2026年9月1日以降、ホーチミン市労働組合連合会の口座を通じた組合費財源2%の納付を受け付けない。

生産・事業を行う事業者は、2026年9月1日以降、ベトナム労働組合の集中徴収口座を通じて組合費財源2%を納付するものとする。

ホーチミン市労働組合連合会は、ベトナム労働組合の集中徴収口座を通じた組合費財源2%の納付について、具体的に以下のとおり案内している。

## 15 組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正

2026年8月19日付け、ホーチミン市労働組合連合会発行の、組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正に関するオフィシャルレター第1363/LĐLĐ号

- ベトナム工商銀行（Vietinbank）を通じて納付：
  - 受取人名義：CÔNG ĐOÀN VIỆT NAM
  - 口座番号：1TLD + 事業者の税コード
  - 銀行名：ベトナム工商銀行（VietinBank）
  - 振込内容：＜事業者名＞が...年...月分の組合費財源2%を納付
- ベトナム農業農村開発銀行（Agribank）を通じて納付：
  - 口座名義：Tong Lien Doan Lao Dong Viet Nam
  - 口座番号：1400288668989

## 15 組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正

2026年8月19日付け、ホーチミン市労働組合連合会発行の、組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正に関するオフィシャルレター第1363/LĐLĐ号

- 銀行名：ベトナム農業農村開発銀行
- ベトナム投資開発銀行（BIDV）を通じて納付：
  - 口座名義：CÔNG ĐOÀN VIỆT NAM
  - 口座番号：V2TT + 事業者の税コード
  - 銀行名：ベトナム投資開発銀行（BIDV）
  - 振込内容：＜事業者名＞が...年...月分の組合費財源2%を納付

## 15 組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正

2026年8月19日付け、ホーチミン市労働組合連合会発行の、組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正に関するオフィシャルレター第1363/LĐLĐ号

- ベトナム外商銀行（Vietcombank）を通じて納付：
  - 受取人名義：CÔNG ĐOÀN VIỆT NAM
  - 口座番号：VCBTLD + 事業者の税コード
  - 銀行名：ベトナム工商銀行（VietinBank）
  - 振込内容：＜事業者名＞が...年...月分の組合費財源2%を納付

識別口座の登録：

識別口座をまだ登録していない事業者は、ベトナム労働組合の集中徴収口座を通じて組合費財源2%を納付することができない。

## 15 組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正

2026年8月19日付け、ホーチミン市労働組合連合会発行の、組合費財源2%の納付、労働組合費の徴収および基礎労働組合の財務収支業務の是正に関するオフィシャルレター第1363/LĐLĐ号

そのため、事業者は速やかに登録手続きを行い、ホーチミン市労働組合連合会（管轄地域管理作業チーム経由）に申告情報を提出する必要がある。具体的には以下のとおりである。

- 基礎労働組合をまだ設置していない事業者： 添付様式に従って申告する。
- 基礎労働組合を設立済みの事業者： 添付様式に従って申告する。

事業者に識別口座が付与された後、ベトナム労働組合の集中徴収口座を通じて組合費財源2%を納付し、上記4行のうちいずれか1行を選択して組合費財源2%を納付するものとする。

## 16 サイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定

2026年8月19日付け、政府発行のサイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定に関する政令第330/2026/ND-CP号

### 1. データ主体の同意に関する規定違反

- 30,000,000～50,000,000ドン： データ主体の同意を得ずに個人データを収集または処理した場合（法令に別段の定めがある場合を除く）。
- 30,000,000～70,000,000ドン： データ主体に個人データの処理への同意を強制した場合、またはデータ主体に代わって同意した状態を初期設定とするシステム・インターフェースを設定した場合。
- 50,000,000～80,000,000ドン： データ主体から個別の同意を得ずにセンシティブ個人データを処理した場合。

## 16 サイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定

2026年8月19日付け、政府発行のサイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定に関する政令第330/2026/ND-CP号

### 2. データ収集の範囲および目的に関する規定違反

- 30,000,000～50,000,000ドン： 通知済みまたは同意を得た範囲・目的を超えて個人データを収集した場合、または処理前にデータ主体へ通知しなかった場合。
- 50,000,000～80,000,000ドン： センシティブ個人データ（生体データ、財務データ、位置情報、健康状態等）を違法に収集・処理した場合。

### 3. 影響評価（DPIA・TIA）に関する規定違反

- 20,000,000～30,000,000ドン： 個人データ処理影響評価（DPIA）の書類を作成、保存、更新または所管機関へ提出しなかった場合。

## 16 サイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定

2026年8月19日付け、政府発行のサイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定に関する政令第330/2026/ND-CP号

- 30,000,000～50,000,000ドン： 個人データの国外移転影響評価（TIA）の書類を作成、保存、更新または所管機関へ提出しなかった場合。

### 4. 人員および担当部門（DPO）に関する規定違反

- 20,000,000～30,000,000ドン：
  - 個人データ保護を担当する部門または人員（DPO）を指定しなかった場合。
  - 規定された専門的な資格・条件を満たさない人員を担当者として指定した場合。
  - 担当部門または担当人員の情報を所管機関に提供・通知しなかった場合。

## 16 サイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定

2026年8月19日付け、政府発行のサイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定に関する政令第330/2026/ND-CP号

### 5. データ主体の権利に関する規定違反

- 10,000,000～20,000,000ドン： データ主体からの要求（同意を撤回する権利、データへのアクセス・訂正・削除の権利、またはデータ処理に異議を申し立てる権利等）に対応しなかった、妨害した、または実施しなかった場合。
- 20,000,000～40,000,000ドン： 規定された形式および期限に従って、データ主体に個人データを提供しなかった場合。

### 6. 重大な違反および罰金の上限

## サイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定

2026年8月19日付け、政府発行のサイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定に関する政令第330/2026/ND-CP号

- 個人データの売買： 違反行為により得た不法利益の最大10倍の罰金（不法利益がない場合、または算定された罰金額が3,000,000,000ドン未満の場合は、固定の上限額である3,000,000,000ドンを上限として処罰）。
- 規定に違反する個人データの越境移転： 直前の事業年度の売上高の最大5%の罰金（売上高がない場合、または算定された罰金額が3,000,000,000ドン未満の場合は、3,000,000,000ドンを上限として処罰）。
- その他の個人データ保護に関する違反： 最大3,000,000,000ドンの固定額の罰金。

## 16 サイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定

*2026年8月19日付け、政府発行のサイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反の制裁に対する規定に関する政令第330/2026/ND-CP号*

**留意事項：** 罰金のほか、違反した企業は、許可証の使用権を剥奪される、または1か月から24か月間の事業活動停止を命じられる場合があります、さらに、違法に収集したすべてのデータの削除または不法に得た利益の返還を命じられる場合があります。

## 17 企業登録および世帯事業登録に使用する様式

2026年8月21日付け、財務省発行の、企業登録および世帯事業登録に使用する様式に関する通達第68/2025/TT-BTC号の一部条項を改正・補足する通達第121/2026/TT-BTC号

通達第121/2026/TT-BTC号は公布日から直ちに施行され、通達第68/2025/TT-BTC号の9つの様式を差し替え、1つの様式を廃止する。

これらの新しい様式は、主に2026年7月23日から施行された政令第296/2026/ND-CP号に基づく変更内容を反映しており、特に以下の点が注目される。

- 外国投資家の市場アクセス条件の充足に関する誓約書を、企業登録申請書の様式に追加
- 実質的所有者の特定および申告に関する新たな規定に適合するよう、実質的所有者に関する申告内容を更新

通達第121/2026/TT-BTC号は2026年8月21日から直ちに施行されるため、現在企業登録書類を準備している企業は、規定に従い、新しい様式を正しく使用する必要がある。

## 18 社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行

2026年、ホーチミン市社会保険当局が発行した、社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行に関する通知第6877/TB-BHXXH号

### 1. 移行計画について：

- 2026年9月1日より、加入者の社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号を使用する移行を実施するとともに、社会保険・医療保険加入単位のコードを、社会保険業界の業務システム上で新たな管理コード体系に移行・変更する。
- 当該移行は、社会保険当局が各業務システム上で一括、自動かつ同期的に実施するものであり、個人情報および事業所情報が十分かつ正確で、国民データベースと照合・認証済みである場合、雇用主および加入者は行政手続きを行う必要はない。

## 18 社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行

2026年、ホーチミン市社会保険当局が発行した、社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行に関する通知第6877/TB-BHXXH号

### 2. 移行の原則：

- 移行は、安全かつ正確に実施し、業務運営を中断させず、社会保険、医療保険および失業保険の加入者ならびに各制度の受給者の権利・利益に影響を及ぼさないものとする。
- 移行によって、既に発生した書類、証憑および業務データの履歴を変更せず、社会保険・失業保険制度の加入者および受給者に行政手続きを新たに発生させないものとする。データの完全性を確保し、取引履歴、加入履歴、給付履歴および既に発生した電子書類を完全に引き継ぐ。
- 移行期間中、システムでは旧社会保険番号および新しい個人識別番号／国民身分証明書番号の双方による照会をサポートし、制度・政策の処理および電子取引が中断されないようにする。

## 18 社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行

2026年、ホーチミン市社会保険当局が発行した、社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行に関する通知第6877/TB-BHXXH号

### 3. 社会保険・医療保険・失業保険の加入者への要請：

社会保険手帳、医療保険証、VssIDアプリ等に記載されている個人情報（氏名、生年月日、性別、個人識別番号／国民身分証明書番号）を自主的に確認してください。情報が正確でない場合、情報が登録されていない場合、または個人識別番号／国民身分証明書番号が国民データベースと照合・認証されていない場合は、2026年9月1日までに、雇用主または対象者を管理している管轄の社会保険機関に連絡し、情報更新について案内を受けてください。

## 18 社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行

2026年、ホーチミン市社会保険当局が発行した、社会保険番号に代えて個人識別番号／国民身分証明書番号の使用に対する移行に関する通知第6877/TB-BHXXH号

### 4. 雇用主、医療保険加入者を管理する各機関および保険料徴収サービス組織への要請：

- 社会保険当局のシステム上で管理している労働者・加入者の情報（氏名、生年月日、性別、個人識別番号／国民身分証明書番号）および事業所情報（税コード、生産・事業形態、代表者等）を確認・照合し、不足または相違がある場合は、加入している地域の社会保険当局と速やかに連携して情報を補足・訂正し、2026年9月1日までに完了してください。
- 本通知の内容を、管理範囲に属するすべての労働者、社会保険・医療保険・失業保険の加入者に通知・周知し、内容を理解して連携・対応できるようにしてください。

# Abbreviations

|            |                         |               |                                                   |
|------------|-------------------------|---------------|---------------------------------------------------|
| <b>VAT</b> | Value Added Tax         | <b>MOF</b>    | Ministry of Finance                               |
| <b>PIT</b> | Personal Income Tax     | <b>GDT</b>    | General Department of Taxation                    |
| <b>CIT</b> | Corporate Income Tax    | <b>MOIT</b>   | Ministry of Industry and Trade                    |
| <b>FCT</b> | Foreign Contractor Tax  | <b>MOLISA</b> | Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair |
| <b>SCT</b> | Special Consumption Tax | <b>DPI</b>    | Department of Planning and Investment             |
| <b>IET</b> | Import and Export Tax   | <b>SBV</b>    | The State Bank of Vietnam                         |
| <b>OTH</b> | Other                   | <b>EPE</b>    | Export processing enterprises                     |
| <b>OL</b>  | Official Letter         | <b>EPZ</b>    | Export Processing Zone                            |
| <b>ACC</b> | Accounting              | <b>IZ</b>     | Industrial Zone                                   |
| <b>LAB</b> | Labor                   |               |                                                   |



# 2026年8月 新情報

**KMC CONSULTING COMPANY LIMITED**

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn) | Email: [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





# お問合せ

## KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

### HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,  
Ho Chi Minh City, Vietnam

**Tel:** +84 28 3820 5731/ 2 | **Fax:** +84 28 3820 0906

### HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,  
Ha Noi City, Vietnam

**Tel:** +84 81 489 4789

### TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

**Tel:** +81 3 3593 3238 | **Fax:** +81 3 3593 3248



**URL:** [www.kmc.vn](http://www.kmc.vn)

**Email:** [info@kmc.vn](mailto:info@kmc.vn)

**Hotline in English:** +84 81 489 4789

**Hotline in Japanese:** +84 91 988 9331

